

令和 6 年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き

みどり市

日頃より税務行政について、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地や家屋のほか償却資産(事業用資産)についても課税の対象となり、償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになります(地方税法第383条)。この手引きを参考に、期限までに償却資産申告書の提出をお願いいたします。

提出期限 令和 6 年 1 月 25 日 (木)

受付開始日は令和6年1月4日(木)になります。

また、法定提出期限は1月末日(土曜日又は休日にあたる時は、休日等の翌日)がその期限になります。)ですが、事務処理の都合上、上記期限までの提出にご協力をお願いいたします。

提出・問合せ先

みどり市 市民部 税務課 資産税係

〒379-2395 群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地 電話 0277-76-0964 (税務課直通)

※大間々市民生活課・東市民生活課へも提出できます。

■ 申告の方法

申告していただく方		内容	提出書類
昨年度に 引き続いて 申告される方	資産に増減の ある 場合	申告書と種類別明細書に、 令和5年1月2日から令和6年1月1日 までの増加(申告もれ分も含む)又は減少した資産を記入して提出してください。	申告書 種類別明細書
	資産に増減の ない 場合	申告書の備考欄『 異動なし 』に○をつけ提出してください。	申告書 種類別明細書
	廃業・解散・転出 等された場合	申告書の備考欄に『 廃業・解散・転出等 』の旨とその年月日を記入し提出してください。	申告書 のみ
初めて 申告される方	資産の ある 場合	令和6年1月1日現在に所有する資産の全部を申告してください。	申告書 種類別明細書
	資産の ない 場合	申告書の備考欄に『 該当資産なし 』と記入して提出してください。	申告書 のみ
自社電算による 全資産申告をされる方		令和6年1月1日現在に所有する資産の全部を申告してください。(増加・減少資産確認のため、増加・減少の種類別明細書の提出もお願いします。)	申告書 全資産の種類 別明細書
電子申告(eLTAX)による 申告手続をされる方		eLTAX(エルトックス)を利用した償却資産の電子申告ができます。 利用方法等につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。 eLTAX HP https://www.eltax.lta.go.jp/	

＜申告に関する注意事項＞ ※申告書の記載方法については、記載例を参照してください。

- 1 申告書と種類別明細書は提出用と控用の2部ありますので、提出用のみ1部ご提出ください。
- 2 個人番号の記載された申告書(控)等の返送を希望の方は、個人番号が含まれるため簡易書留での返送となります。同封いただく返信用封筒の表面に『簡易書留』と赤字で記載してください。
『簡易書留』記載がないものや、切手が料金不足のものは、普通郵便での返送となります。
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)により、「個人番号又は法人番号」欄に所有者の個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の記載が必要となります。

■償却資産のあらまし

固定資産税における償却資産とは、土地、家屋以外の事業に供することができる有形資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による計算上損金又は必要経費に算入されるもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。)をいいます。

1 償却資産の課税対象となり申告しなければならない資産

- (1) 税務会計上減価償却の対象となる資産。
- (2) 遊休、未稼働の資産でも、1月1日現在事業の用に供することができる資産。
- (3) 耐用年数1年以上で、取得価額が10万円以上の資産。ただし、10万円未満でも税務会計上減価償却資産として計上しているものは対象となります。
- (4) 減価償却を行っていない資産でも、本来減価償却を行うことができる資産。
- (5) 減価償却済みの資産であっても、事業の用に供しているもの。
- (6) 企業会計上簿外資産として取扱われている資産であっても事業の用に供しているもの。
- (7) 建設仮勘定で計上されている資産であっても、1月1日現在工事の一部又は全部が完成し、事業の用に供することができる資産。
- (8) 資産の所有者が他の者に貸し付けて、その貸付先で事業の用に供している資産。
ただし、その所有者が資産の貸付を業としている場合は、貸し付けられた資産が貸付先で事業の用に供しているか否かにかかわらず申告が必要です。(貸主が申告)
- (9) リース期間満了後無償譲渡される資産は、原則として借主が申告してください。
- (10) 割賦購入資産で割賦代金が完済されていないため、売主に所有権が保留されている資産は原則として買主が申告してください。
- (11) 建物附属設備には家屋で評価されるものと償却資産で申告するものがあります。償却資産に該当するものは申告してください。
- (12) 賃借人が施した事業用造作設備及び建築附属設備は、賃借人が償却資産として申告してください。
 - ※ 資本的支出としての改良費は、1個の償却資産とし、本体部分と分離して申告してください。
 - ※ 消費税を税込処理している場合は税込価格を、税抜処理している場合は税抜価格を取得価額として申告してください。
 - ※ 太陽光発電設備関連については、「6 太陽光発電設備について」に掲載してありますので、ご参照ください。
 - ※ アパート・店舗等の舗装路面(駐車場等)も申告の対象となります。

2 償却資産の課税対象とならず申告する必要のない資産

- (1) 商品、貯蔵品等の棚卸資産。
- (2) 家屋、建物附属設備のうち家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの。
- (3) 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの。
自動車(大型特殊自動車を除く)、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は二重課税を避けるため固定資産税の課税対象から除かれます。
- (4) 絵画、骨董品等の美術品、芸術品で減価償却していないもの。
- (5) 特許権、電話加入権、ソフトウェア等の無形固定資産。
- (6) 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の資産で、一時に損金算入されたもの。
- (7) 取得価額20万円未満の資産を3年間で一括償却したもの。

3 固定資産税の賦課期日と事業年度の関係

固定資産税(償却資産)の賦課期日は1月1日です。企業の事業年度の末日が賦課期日と異なる場合で、事業年度末以降賦課期日までに資産の増加・減少があるときは、これらの資産についても申告してください。

- ※ 事業年度末以降賦課期日までに取得した資産で、申告に間に合わない場合は、当初申告後に修正申告をお願いします。

4 償却資産の評価

(1) 評価計算

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

- ・前年中に取得された償却資産 評価額＝取得価額×（1－減価率／2）
- ・前年前に取得された償却資産 評価額＝前年度の評価額×（1－減価率）

※「固定資産評価基準」とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

※評価額の合計が決定価格（課税標準額）になります。

ただし、課税標準の特例が適用される場合は、その資産の決定価格に特例率を乗じたものが課税標準額となります。

(2) 税率及び税額

税率：1.4%

税額：課税標準額×税率

(3) 免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。

(4) 取得価額

原則として国税の取扱いと同様です。

(5) 耐用年数

減価償却資産の耐用年数等に関する省令より（一部抜粋）

資産の種類	細目	耐用年数	細目	耐用年数	細目	耐用年数
構築物及び建物附属設備	野立看板	20	アスファルト路面	10	屋外消火栓	8
	金属製	20	コンクリート路面、砂利道	15	屋外給排水設備	15
	その他	10	ブロック塀	15	冷暖房設備	15
	工場緑化施設	7	金属製塀	10	可動間仕切り	3
	庭園	20	受変電設備	15	簡易なもの	3
機械及び装置	繊維工業用設備（炭素繊維製造設備を除く）	7	プラスチック製品製造業用設備	8	金属製品製造業用設備	6
	食品製造業用設備	10	総合工事業用設備	6	その他	10
	車両及び運搬具	4	台車（金属製）	7	台車（その他）	4
工具・器具及び備品	金型	2	切削工具	2	治具及び取付工具	3
	事務機・いす	15	陳列棚・ケース	6	電子計算機	4
	その他	8	冷凍機付	6	パソコン（サーバー用除く）	4
	接客業用	5	冷暖房用機器	6	複写機・レジスター	5
	その他	8	看板・ネオンサイン	3	電話設備・通信機器	10
	応接セット	8				

(6) 減価率

耐用年数に応ずる減価率表（「固定資産評価基準」別表第15）

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2年	0.684	7年	0.280	12年	0.175	17年	0.127
3年	0.536	8年	0.250	13年	0.162	18年	0.120
4年	0.438	9年	0.226	14年	0.152	19年	0.114
5年	0.369	10年	0.206	15年	0.142	20年	0.109
6年	0.319	11年	0.189	16年	0.134	21年	0.104

(7) 地方税と国税の取扱いの比較

項目	地方税の取扱い （固定資産税）	国税の取扱い （法人税・所得税）
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	一般の資産は定率法	建物以外の一般の資産は、定率法、定額法の選択制度
前年中の新規取得	半年償却（2分の1）	月割償却
圧縮記帳の制度 特別償却、割増償却の制度	×（認められない）	○（認められる）
増加償却の制度 （所得税・法人税）	○（税務署への届写し要）	○（認められる）
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）

5 償却資産の種類

種 類		償 却 資 産 の 例
第 1 種	構築物 (建物附属設備含む)	舗装路面(駐車場等)、門及び塀、広告設備、緑化設備、庭園、水泳プール、テニスコート、ゴルフ練習場のネット設備・照明等、煙突、ガソリンスタンドの建物と独立したキャノピー、その他土地に定着する土木設備等
第 2 種	機械及び装置	モーター、施盤、ボール盤、ボイラー、プレス機、コンベア、ホイス、クレーン、立体駐車場の機械装置、土木建設用機械(ブルドーザー、ロードローラー、パワーショベルなど)、 太陽光発電設備 、各種加工製造用機械装置等
第 3 種	船舶	ボート、はしけ、釣船、貸客船等
第 4 種	航空機	飛行機、ヘリコプター等
第 5 種	車両及び運搬具	大型特殊自動車 (車種番号「0」「00～09」「000～099」建設機械に該当するもの、「9」「90～99」「900～999」建設機械以外のもの) タイヤローラー、ショベルローラー、フォークリフト(小型特殊は除く)、動力運搬車等
第 6 種	工具・器具及び備品	測定工具、検査工具、治具及び取付工具、家具(事務机等)、電気機器、ガス機器、陳列ケース、自動販売機、広告看板、コンテナ、金庫、事務用機器(パソコン等)、理美容機器、医療機器、娯楽機器等(ゲーム機器、パチンコ台等)

<償却資産と家屋の区分表> ※主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上,店舗造作等工事一式	●			○
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○
	予備電源設備	発電機設備,蓄電池設備,無停電電源設備等		○		○
	中央監視設備	設備一式		○		○
	電灯コンセント設備,照明器具設備	屋外設備一式、非常用照明器具		○		○
		屋内設備一式	●			○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	●			○
	電話設備	電話機,交換機等の機器		○		○
		配管・配線,端子盤等	●			○
	LAN設備	設備一式		○		○
	放送・拡声設備	マイク,スピーカー,アンプ等の機器		○		○
		配管・配線等	●			○
	インターホン設備	集合玄関機,親機・子機等	●			○
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ),カメラ		○		○
		配管・配線等	●			○
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備,引込工事,特定の生産又は業務用設備		○		○
		配管,高架水槽,受水槽,ポンプ等	●			○
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		○		○
		局所式給湯設備(ユニットバス用,床暖房用等)中央式給湯設備	●			○
	ガス設備	屋外設備,引込工事,特定の生産又は業務用設備		○		○
		屋内の配管等	●			○
	衛生設備	設備一式(洗面器,大小便器等)	●			○
	消火設備	消化器,避難器具,ホース及びノズル,ガスボンベ等		○		○
		消火栓設備,スプリンクラー設備等	●			○
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型),特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	●			○
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	●			○
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	●			○
	駐車場設備	機械式駐車設備(ターンテーブル含む),料金精算機,駐車券発行機,カーゲート,フラップゲート等		○		○
		工場用ベルトコンベア		○		○
	運搬設備	エレベーター,エスカレーター,小荷物専用昇降機等	●			○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等),寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○		○
		上記以外の設備	●			○
外構工事	外構工事	洗濯設備,冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置,ろ過装置,POSシステム,広告塔,ネオンサイン,文字看板,袖看板,簡易間仕切(衝立),駐輪設備,ゴミ処理設備,メールボックス,カーテン・ブラインド等		○		○
		工事一式(門・塀・緑化施設等)		○		○

6 太陽光発電設備について

売電目的及び工場や事務所等の屋根などに太陽光発電設備を設置された方で、以下の課税対象に該当する場合は、償却資産の申告が必要です。

	全量売電	余剰売電	自家消費
法人	課税対象	課税対象	課税対象
個人（事業用） ※店舗やアパート等	課税対象	課税対象	課税対象
個人（住宅用）	課税対象	課税対象外 ※10kw以上 課税対象	課税対象外

太陽光発電設備の設置場所の記入について

太陽光発電設備に係る申告の場合は、所在地の確認のため、償却資産申告書の「15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地」欄に設置場所を記入してください。また、「種類別明細書」の「資産の名称等」欄にも、資産名称に続いて太陽光発電設備の設置場所を記入してください。

太陽光発電設備に関する課税標準の特例について

税制改正により、太陽光発電設備に関する課税標準の特例が変更しています。適用条件等が異なりますのでご注意ください。

(1) 平成28年4月1日以降に取得

『再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助』を受けた自家消費型の太陽光発電設備が特例の対象となります。

再生可能エネルギーの「FIT 制度(固定価格買取制度)・FIP 制度」の認定を受けて取得された発電設備は対象外になります。

取得時期	平成28年4月1日から 平成30年3月31日	平成30年4月1日から 令和6年3月31日	
特例率	2/3	出力 1,000 k w未満 2/3	出力 1,000 k w以上 3/4
適用期間	該当設備に対して新たに固定資産税が課税となる年度から3年度		
添付書類	・「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し ・電力受給契約のご案内等		

(2) 平成24年5月29日から平成28年3月31日までに取得

再生可能エネルギーの「FIT制度(固定価格買取制度)」の認定を受けた太陽光等発電設備については、従前の特例が適用されます。

特例率	2/3
適用期間	該当設備に対して新たに固定資産税が課税となる年度から3年度
添付書類	・経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備認定通知書」の写し ・電力受給契約のご案内等

7 課税標準の特例が適用される資産（地方税法第349条の3及び本法附則第15条などのうち主なもの）

（１）平成28年4月1日から令和6年3月31日までに新しく取得された再生可能エネルギー発電設備に対して講じる特例措置です。（最初の3年度分）

認定発電設備（※）経済産業省による再生可能エネルギーの「FIT 制度（固定価格買取制度）・FIP 制度」の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備

対象資産	参 考	添付書類	特例対象及び特例率 (わがまち特例)	
太陽光発電設備 ※地方税法附則第15条第25項第1号(イ)、第2号(イ)	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けた自家消費型設備 認定発電設備(※)を除く	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し及び取得日の確認できる書類	1,000kw 未満	2/3
			1,000kw 以上	3/4
風力発電設備 ※地方税法附則第15条第25項第1号(ロ)、第2号(ロ)	認定発電設備(※)	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し	20kw 未満	3/4
			20kw 以上	2/3
水力発電設備、 ※地方税法附則第15条第25項第2号(ハ)、第3号(イ)	認定発電設備(※)	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し	5,000kw 未満	1/2
			5,000kw 以上	3/4
地熱発電設備 ※地方税法附則第15条第25項第1号(ハ)、第3号(ロ)	認定発電設備(※)	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し	1,000kw 未満	2/3
			1,000kw 以上	1/2
バイオマス発電設備 ※地方税法附則第15条第25項第1号(ニ)、第3号(ハ)	認定発電設備(※)	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し	10,000kw 未満	1/2
			10,000kw 以上 20,000kw 未満	2/3

（２）市の認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した先端設備等に対して講じる特例措置です。

- ・対象者：資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等（大企業の子会社を除く）
- ・生産、販売活動等の用に直接供される設備等であること。また、中古資産でないこと。

①平成30年6月6日から令和5年3月31日までに取得したもの（最初の3年度分）

事業用家屋及び構築物は、令和2年4月30日以降に取得したものが対象です。

対象資産	参 考	特例率 (わがまち特例)
先端設備等 ※地方税法附則 第64条	【減価償却資産の種類(最低取得価格／販売開始時期)】 ・機械装置(160万円以上／10年以内) ・測定工具及び検査工具(30万円以上／5年以内) ・器具備品(30万円以上／6年以内) ・建物附属設備(60万円以上／14年以内) ・構築物(120万円以上／14年以内) ・事業用家屋(120万円以上で、取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの)	0
〈添付書類〉 ・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し ・同計画に係る認定書の写し ・工業会等による生産性向上に係る要件を満たすことの証明書の写し		

②令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得したもの

対象資産	参 考	特例率
先端設備等 ※地方税法附則 第15条第45項	投資利益率が年平均5%以上向上することが投資計画に記載されている以下の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格）】 ・機械装置（160万円以上） ・測定工具及び検査工具（30万円以上） ・器具備品（30万円以上） ・建物附属設備（60万円以上）	<u>従業員への賃上げ方針の 表明なしの場合</u> 最初の3年度分 1/2
		<u>従業員への賃上げ方針の 表明ありの場合</u> 令和6年3月末までに取得 最初の5年度分 1/3 令和7年3月末までに取得 最初の4年度分 1/3
〈添付書類〉 ・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し ・同計画に係る認定書の写し ・認定経営革新等支援機関（商工会等）による投資計画に関する事前確認書の写し ・（賃上げ表明ありの場合のみ）従業員への賃上げ方針の表明を証する書面の写し		

- (3) 平成24年4月1日から令和6年3月31日までに取得された下水道除害施設に対して講じる特例措置です。
令和4年4月1日以後に取得した施設については、令和4年4月1日以後に供用開始した公共下水道区域内の工場等で、供用開始した日以前から事業を行う方が設置した除害施設のみ適用対象です。

対象資産	参 考	特例率 (わがまち特例)
下水道除害施設 ※地方税法附則第15条第2項第5号	下水道に悪影響を与える下水から有害物質等を除去するために必要な施設	4/5

- (4) 平成26年4月1日から令和6年3月31日までに取得された汚水又は廃液処理施設に対して講じる特例措置です。
令和4年4月1日以後に取得した施設については、暫定排水基準が適用されている事業者の方が取得する処理施設のみ適用対象です。

対象資産	参 考	特例率 (わがまち特例)
汚水又は廃液処理施設 ※地方税法附則第15条第2項第1号	水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液を処理するための施設	1/2

- (5) 平成29年4月1日から令和6年3月31日までに政府補助を受け一定の保育に係る施設を設置し、保育事業の用に供する設備に対して講じる特例措置です。(最初の5年度分)

対象資産	参 考	添付書類	特例率 (わがまち特例)
特定事業所内保育施設 ※地方税法附則第15条第32項	企業主導型保育事業者が政府補助を受け設置した、特定事業所内保育施設の用に供する資産	子ども子育て支援法に基づく補助金を受けたことを証する書類	1/2

- (6) 家庭的保育事業等にて保育事業の用に供する設備に対して講じる特例措置です。

対象資産	参 考	特例率 (わがまち特例)
家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設 ※地方税法第349条の3第27, 28, 29項	各保育事業の用に直接供する資産 ※事業所内保育事業は、利用定員が1人以上5人以下の場合が対象	1/2

※「特例率」は、いずれも課税標準となるべき価格に乗じる値です。

※「過疎対策のための固定資産税の課税特例」については8ページをご確認ください。

8 個人番号又は法人番号について

- (1) 申告書への個人番号又は法人番号の記載について

申告書「3 個人番号又は法人番号」欄に、マイナンバーを記載してください。

※個人番号は12桁のため左1文字をあけてください。



令和 年度		【提出用】		※ 所有者コード	
償却資産申告書(償却資産課税台帳)					
(電話)	3 個人番号又は法人番号			8 短縮耐用年数の承認	有・無
	4 事業種目 (資本金等の額)	(百万円)		9 増加償却の届出	有・無
	5 事業開始年月	年	月	10 非課税該当資産	有・無

- (2) 本人確認について

個人番号(法人番号を除く)を記載した申告書に、以下の書類の添付等が必要となります。

※「通知カード」に記載された氏名、住所等に変更がある方は、住民票の写しなど(マイナンバー記載があるもの)。

①本人が提出する場合

提出方法	添 付 書 類 等
窓口・郵送	個人番号カード又は通知カードなど+運転免許証など ※郵送の場合は、写しを添付してください。
電子申告(eLTAX)	電子証明書等により確認を行うため、資料の添付は不要です。

②本人の代理人(税理士)が提出する場合

提出方法	添 付 書 類 等
窓口・郵送	税務代理権限証書+税理士証票+個人番号カードなど ※郵送の場合は、税務代理権限証書は原本、その他の書類は写しを添付してください。
電子申告(eLTAX)	電子証明書等により確認を行うため、資料の添付は不要です。

※所有者本人に代わり親族等が申告書を提出する場合は、所有者本人の確認書類(上記①)が必要となります。

9 申告内容の確認調査等について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づいて、電話でのお問い合わせや資料提供のご依頼等調査を行っておりますので、その際はご協力をお願いいたします。

また、調査に伴って追加申告をお願いすることがありますが、現年度だけでなく過去5年度分（偽りその他不正行為により税額を免れた場合は7年度分）を遡及して課税することもありますので、あらかじめご承知おきください。

10 過疎対策のための固定資産税の課税特例について

みどり市では、地域活力の向上・地域の産業振興を促進するため、「みどり市過疎地域持続的発展計画」で定めた産業振興促進区域および振興すべき業種で、次の要件を満たす事業用資産を取得などした場合は、その資産に対する固定資産税について、申請により3年間の課税免除を受けることができます。

(1) 対象区域 東町区域、大間々町区域（令和4年4月1日追加）

(2) 対象業種 製造業、農林水産物等販売業、旅館業および情報サービス業等

(3) 主な対象要件

①青色申告書を提出する法人又は個人

②東町区域については令和3年4月1日から令和6年3月31日、大間々町区域については令和4年4月1日から令和6年3月31日の間に取得、製作又は建設（新築、増築、改築等）した減価償却設備で、取得価格の合計額が以下に該当するもの

対象業種	資本金額		
	5,000万円以下 (個人を含む)	5,000万円超 1億円以下	1億円超
製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円 以上※	2,000万円 以上※
農林水産物等販売業 情報サービス業等		500万円以上※	

※ 新增設に係る取得に限られます

(4) 免除対象資産 家屋、償却資産（機械・装置）、土地（取得の日の翌日から起算して、1年以内に家屋の建設の着手があった土地に限られます。）

(5) 免除期間 課税することとなった年度以後3年度分を免除

(6) 申請期限 特例の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日（例：令和6年度の課税免除の適用を受けようとする場合は、令和6年1月31日（水）が申請期限となります。）
※適用2年度目、3年度目についてもそれぞれ申請が必要です。

(7) 申請書類 固定資産税の課税免除申請書
（添付書類）土地・家屋・償却資産の明細書
※申請書は、市ホームページからダウンロードできます。
※その他にも必要書類がありますので、事前にお問い合わせください。

(8) 申告書提出先 税務課（笠懸庁舎）

※ 対象要件、免除対象資産および申請書類などの詳細については、市ホームページをご覧ください。
だくか、税務課資産税係までお問い合わせください。

例載

3 個人番号又は法人番号
個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて
記載してください。
本人確認が必要です。詳しくは7ページをご参照ください。

4 事業種目

6 この申告に応答する者の係及び氏名
 応答者の氏名と電話番号を
 必ず記入してください。

16 借用資産

和6年度

令和〇年〇月〇日

群馬県みどり市長

様

發財

生

辛酉

(五)

11012

5	6	7	8
+	+	+	

住所、氏名、電話番号を記入してください。
氏名にはふりがなを付けてください。

法人の場合は、法人名称、代表者の氏名を記入してください。

取得価額
種類別明細書の資産の種
類ごとに合計金額を記入し
てください。

前年中に減少した資産について、種類別の合計金額を記入してください。

前年中に取得した資産について、種類別の合計金額を記入してください。

①資産に増減のない場合…『異動なし』を○で

自社電算処理にて申告をしている
事業所で、翌年以降の申告書の送
付を希望しない場合『申告書不要』
と記入してください。

15 みどり市外に本社等があり、みどり市内の支店・営業所・工場等に資産がある場合、市内の資産所在地を記入してください。太陽光発電設備の申告の場合は、設置場所（代表地番）を記入してください。また、「種類別明細書」の「資産の名称」欄にも、資産名称に統一してください。

該当する方を○で囲んでください。

※所有権コード
11012345678

令和6年度
群馬県みどり市長
様
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

千379-2313
みどり市笠懸町鹿2952番地
〇〇工業 代表取締役 〇〇太郎
（電話 76-〇〇〇〇）

1 住所
（ふりがな）
又は納税通知書送達先
2 氏名
（ふりがな）
本人名にあってはる
の名称及び代表者の
氏名

3 個人事業主
又は法人番号
4 事業種目
（資本金等の金額）
5 事業開始年月
6 この申告に
関する者の氏
及び氏名
7 税理士等
の氏名

8 短期耐用年数の承認
9 増加償却の届出
10 非課税該当資産
11 課税標準の特例
12 特別償却又は圧縮記載
13 税務会計上の償却方法
14 青色申告

15 市（区）町村
内における事
業所等資産の
所在地
16 借用資産
（有・無）
17 事業所用家屋の所有区分
18 備考（添付書類等）

みどり市大間々町大間々1234番地56
①
②
③
貸主の名は
〇〇〇リース株式会社
自己所有・借家
みどり市外に本社等があり、みどり市・営業所・工場等に資産がある場合、その所在地を記入してください。太陽光発電の場合は、設置場所（代表地番）の「等」欄にも、資産名称に続いて太陽光発電設置場所を記入してください。
異動なし
増加資産あり
減少資産あり
自社電算処理にて申告をしている事業所で、翌年以降の申告書の送付を希望しない場合『申告書不要』と記入してください。

資産の種類	取得	償却	課税標準額
前年前に取得したもの（イ）	前年中に減少したもの（ロ）	計（イ）－（ロ）＋（ハ）	（ニ）
1 構築物	十億 百万 千 円 3 555 500	十億 百万 千 円 3 000 000	十億 百万 千 円 6 555 500
2 機械及び装置	4 601 000	10 000 000	14 601 000
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬用具	1 317 000		1 317 000
6 工具、器具及び備品	1 123 000	98 500	1 324 500
7 合計	10 586 500	98 500	23 798 000

資産の種類	評価額	課税標準額
前年前に取得したもの（イ）	前年中に減少したもの（ロ）	計（イ）－（ロ）＋（ハ）
1 構築物	十億 百万 千 円 3 555 500	十億 百万 千 円 3 000 000
2 機械及び装置	4 601 000	10 000 000
3 船舶		
4 航空機		
5 車両及び運搬用具	1 317 000	1 317 000
6 工具、器具及び備品	1 123 000	1 324 500
7 合計	10 586 500	23 798 000

15 市（区）町村
内における事業所等資産の所在地
16 借用資産（有・無）
17 事業所用家屋の所有区分
18 備考（添付書類等）
みどり市大間々町大間々1234番地56
①
②
③
貸主の名は
〇〇〇リース株式会社
自己所有・借家
みどり市外に本社等があり、みどり市・営業所・工場等に資産がある場合、その所在地を記入してください。太陽光発電の場合は、設置場所（代表地番）の「等」欄にも、資産名称に続いて太陽光発電設置場所を記入してください。
異動なし
増加資産あり
減少資産あり
自社電算処理にて申告をしている事業所で、翌年以降の申告書の送付を希望しない場合『申告書不要』と記入してください。

(注) 申告書は、電子計算機で処理しますので、記入する文字や数字は正確に記入してください。

減少・耐年訂正の場合

種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和6年度

第二十六号様式別表一（控用）

所 有 者 名										1 科目	
有限会社 OOI業										1 科目	
行 動 番 号	資 産 コー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月	(イ) 取 得 価 額		(ロ) 耐 用 年 数	(ハ) 価 額	課 税 標 準 額	増 加 事 由	1 科目
					千 円	百 万 円		千 円	十 億 円		
01		給排水設備	1	H0204	781,500	0.7815	15	781,500	0.7815	1.2 3.4	1.2 3.4
02		洗車場	1	H0204	700,000	0.7	15	700,000	0.7	1.2 3.4	1.2 3.4
03		ブロック塀	1	H0202	274,000	0.274	15	274,000	0.274	1.2 3.4	1.2 3.4
04		舗装工事	1	H0202	11,500	0.0115	15	11,500	0.0115	1.2 3.4	1.2 3.4
05		ブロック塀	1	H0310	300,000	0.3	15	300,000	0.3	1.2 3.4	1.2 3.4
06		精密旋盤	2	H0304	21,500	0.0215	9	21,500	0.0215	1.2 3.4	1.2 3.4
07		カッター	1	H0201	21,101	0.021101	9	21,101	0.021101	1.2 3.4	1.2 3.4
08		フォークリフト	5	S6004	980,000	0.98	4	980,000	0.98	1.2 3.4	1.2 3.4
09		小型フォークリフト	5	H0505	337,000	0.337	4	337,000	0.337	1.2 3.4	1.2 3.4
10		倉庫	1	H0504	88,000	0.088	20	88,000	0.088	1.2 3.4	1.2 3.4
11		スチール製書庫	1	H2504	14,000	0.014	5	14,000	0.014	1.2 3.4	1.2 3.4
12		複写機	1	H3004	998,000	0.998	5	998,000	0.998	1.2 3.4	1.2 3.4
13		スチール机	1	R0204	12,500	0.0125	15	12,500	0.0125	1.2 3.4	1.2 3.4
14										1.2 3.4	1.2 3.4
15										1.2 3.4	1.2 3.4
16										1.2 3.4	1.2 3.4
17										1.2 3.4	1.2 3.4
18										1.2 3.4	1.2 3.4
小 計											

注意「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいづれかに○印を付けてください。

注）申告書は、電子計算機で処理しますので、記入する文字や数字は正確に記入してください。

減少の場合

当該資産を赤線等で削除し、摘要に理由を記入してください

単なる耐用年数適用誤りの場合
正しい年数に訂正し、摘要に『適用誤り』と記入してください

平成20年度の耐用年数改正で年数変更があった資産があり、自社電算で全資産申告をされる事業所は、旧耐用年数12年の場合摘要に『H20-12』と記入してください

平成20年度の耐用年数改正の修正もれによる場合
正しい年数に訂正し、摘要に『H20-旧年数』と記入してください

一部資産が減少した場合
数量、取得価格を現在所有している数値に訂正し、摘要にその理由を記入してください

新規・増加の場合

種類別明細書（増加資産・全資産用）

概要

次のような事項を記載してください。
・課税標準の特例のある資産についてその適用条項 例：地方税法附則第64条
・耐用年数の短縮など必要な事項

令和6年度										所 有 者		一 般		1 枚目											
1 1 0 1 2 3 4 5 6 7 8										有 限 公 司		課 税 標 準		増 加 事 由											
資 産 の 種 別										資 産 の 名 称 等		取 得 年 月		取 得 価 額		耐 用 年 数		減 価 率		価 値		課 税 標 準		増 加 事 由	
01 1										駐 車 場 ア ス フ ァ ャ ル ト 舗 装		R 05 05		十 億 百 万 千 円		10		0		十 億 百 万 千 円		課 税 標 準		増 加 事 由	
02 2										太陽光発電設備（送電町阿久美1234）		R 05 10		十 億 百 万 千 円		17		0		十 億 百 万 千 円		課 税 標 準		増 加 事 由	
03 6										パソコン		R 04 10		十 億 百 万 千 円		4		0		十 億 百 万 千 円		課 税 標 準		増 加 事 由	
04																									
05																									
06																									
07																									
08																									
09																									
10																									
11																									
12																									
13																									
14																									
15																									
16																									
17																									
18																									
小 計																									

所有者コードを記入してください。新規の場合は不要です。

令和5年12月2日から令和6年1月1日までの間に取得した資産について種類別に記入してください。

資産の種類
1 構築物
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具、器具および備品
に該当する1～6の数字を記入してください。

(イ) 取得価額
償却資産を取得するために通常支出される金額を記入してください。(運送保険料等、償却資産を事業の用に供するのために直接要した費用を含む)

耐用年数
中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合は、それを記入してください。(短縮承認通知書の写しを添付)

「資産の名称等～耐用年数」までの欄を全部記入してください。

『減価償却資産の耐用年数等に関する省令』に基づき耐用年数を記入してください。
特別償却などを除き、通常は法人税、所得税の申告時に作成した減価償却費明細書に記載した耐用年数と同じ年数が入ります。

前年前に取得していた資産（申告漏れ）については、過年度分の申告も行ってください。

太陽光発電設備の申告の場合は、「資産の名称等」欄に、資産名称に続いて太陽光発電設備の設置場所を記入してください。

再生可能エネルギー発電設備について、固定資産税における課税標準の特例が適用される場合があります。取得日や対象資産により適用内容が異なりますので、詳しくは5、6ページをご参照下さい。

「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他の他のいづれかに○印を付けてください。

注) 申告書は、電子計算機で処理しますので、記入する文字や数字は正確に記入してください。